

事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 1 4 日

各都道府県民生主管部（局）御中

こども家庭庁成育局成育環境課

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る  
災害救助法の適用について

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る被災者に対する子育て短期支援事業の対応等については、下記に御留意の上、貴管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村（指定都市及び中核市を含む。）に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、次のとおり対応することとし、都道府県におかれては管内の市区町村や児童養護施設等の実施施設に周知をお願いしたい。

- （１） この事業の対象者について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれている。
- （２） 利用日数等については、災害復旧等の状況を勘案して実情に即して、弾力的な取扱いを行う。

以上

＜問い合わせ先＞  
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
TEL : 03-6861-0224  
Mail : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp